第二部 参照情報

1. 参照書類

機構の経理の状況等、その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

「債券内容説明書 発行者情報の部 平成 20 年度」(平成 21 年 10 月 1 日現在)(以下「本説明書発行者情報の部」という。)

2. 参照書類の補完情報

(1) 将来のリスクに関する情報

本債券の発行者である機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなす、上記に掲げた参照書類としての本説明書発行者情報の部には「事業等のリスク」に関する事項が記載されておりますが、当該「事業等のリスク」について、本説明書発行者情報の部の作成日(平成21年10月1日)以降、本説明書証券情報の部の作成日(平成22年6月3日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、本説明書発行者情報の部には、将来に関する記述が記載されておりますが、当該事項は以下に記載された事項を除き、本説明書証券情報の部の作成日(平成22年6月3日)現在においてもその判断に変更はありません。

(2) 独立行政法人の抜本的な見直しについて

平成21年11月の行政刷新会議第3回会合における独立行政法人の抜本的見直しに関する議論・決定を受け、 平成21年12月25日に「独立行政法人の抜本的な見直しについて」が閣議決定されました。これに伴い、平成19年12月24日に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」に定められた事項(既に措置している事項を除く。)は当面凍結され、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討されることとなりました。「独立行政法人の抜本的な見直しについて」の内容は以下の通りです。

独立行政法人の抜本的な見直しについて

平成21年12月25日 閣議決定

すべての独立行政法人について、以下の基本的姿勢及び見直しの視点により、抜本的な見直しを行う。

1. 基本的姿勢

- (1) 従来の独立行政法人の改革は抜本的な見直しとして徹底されたものとは言い難く、国民の不信感は払拭されていない。
- (2) このため、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、国民的視点で、実態を十分に把握しつつ、聖域なく厳格な見直しを行う。
- (3) 見直しの結果、独立行政法人の廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。 見直しの過程において、主務大臣が説明責任を果たすとともに、事務・事業の廃止等によってどのような 問題が生じるかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該事務・事業の廃止等の措置を講じる。 また、独立行政法人制度自体を根本的に見直すことを含め、制度の在り方を刷新する。

なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。

- (4) 今後、下記2. に掲げる視点により、独立行政法人について、平成21年11月に行政刷新会議が実施した 事業仕分け(以下「事業仕分け」という。)を通じて明らかになった組織、制度等に係る課題を踏まえつ つ、結論を得たものから順次速やかに必要な措置を講ずる。その際、国の財政支出の見直し等を徹底する。
- 2. 見直しの視点

すべての独立行政法人について、以下の視点で抜本的な見直しを行う。

なお、独立行政法人は、公共的見地から確実に実施する必要がある事務・事業を担うものであるため、国の事業に対して実施した事業仕分けの結果、廃止、民営化等とされる政策に基づく事務・事業については、原則として、国と同様に廃止、民営化等の措置を講じる。

(1) 事務・事業の抜本的な見直し

事業仕分けの成果を踏まえつつ、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、必要性、有効性及び効率性の観点から、次の視点に立って抜本的に見直しを行う。

- ① 国民生活にとって真に不可欠なものであるか。
- ② 事業性を有するもの、民間の参入を阻害しているもの、国が一定の関与を行うことで民間が実施可能なものは民間において実施できないか。
- ③ 公的主体が実施すべきものであっても、事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地域に分散させることが可能なもの又は地方で類似の事務・事業を実施しているものなどについては、地方公共団体で実施できないか。
- ④ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を実施している他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。
- ⑤ 国自らが直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で、国の行政機関に事務・事業を移管できないか。
- (2) 独立行政法人の廃止・民営化等

事務・事業の徹底した見直しの結果を踏まえ、独立行政法人の在り方を検討し、廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。

(3) 組織体制及び運営の効率化の検証

上記の見直しと併行して、事務・事業を実施するにふさわしい組織体制及び効率的な運営について、ガバナンスの強化、効率的・効果的な事業実施の実現及び透明性の確保の視点から検証し、必要な措置を講じる。

- ① 独立行政法人制度の基本理念と国の関与の実態を踏まえ、内部ガバナンス、国の関与の在り方をどう構築すべきか。また、厳格なコンプライアンスをどう確立すべきか。
- ② 主体的・効率的な運営及び国民へのサービス向上を図るための体制の在り方は適切か。
- ③ 市場動向を含む社会経済情勢の変化に即応し、業務運営の変革やバランスシート及びキャッシュフローの最適なマネジメントを進めるなど、機動的・効率的なマネジメントが確立されているか。
- ④ 役員の任命及び法人の長の意思決定は適切に行われているか。
- ⑤ 主体的・効率的な運営のための目標・計画の設定、業務の実施、第三者による事後の評価及び評価を 踏まえた見直しというサイクルは有効に機能しているか。
- ⑥ 事務・事業の実施方法、規模等は適切か。
- ⑦ 関連法人等との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。
- ® 随意契約は、真に合理的な理由があるものに限定されているか。また、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。
- ⑨ 保有資産(実物資産、金融資産)等の経営資源が事務・事業の目的及び内容に照らして過大なものとはなっていないか。徹底的に縮減し、国庫返納等を行うべきではないか。
- ⑩ 自己収入の確保、既存財源の活用、民間の適正な負担の在り方の見直し等を行い、国の財政支出の見直しが徹底されているか。
- ① 独立行政法人の業務運営全般について情報公開が徹底されているか。また、国民の理解を深めるための情報提供が徹底されているか。

3. 関連事項

(1) 「独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)」に定められた事項(既に措置している事項を除く。以下同じ。)については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。ただし、随意契約の見直し及び保有資産の見直しに係る事項については、再検討の間においても引き続き取組を進める。

なお、別途各府省の判断により、独立行政法人整理合理化計画に定められた事項について取組を進めることを妨げない。

- (2) 「国の行政機関の定員の純減について(平成18年6月30日閣議決定)」については、純減目標数から平成22年度に予定されている新たな国の業務の独立行政法人化に係る純減数(森林管理関係における人工林の整備、木材販売等の業務を非公務員型独立行政法人に移行することに係る純減数(2,041人)及び気象庁関係における気象研究所を非公務員型独立行政法人とすることによる純減数(174人))を除くこととし、他の重点事項については着実に実施する。
- (3) 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについては、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて(平成15年8月1日閣議決定)」にかかわらず、行政改革推進本部の議を経ることを要しない。

(3) 長寿・子育て・障害者基金勘定の廃止並びに中期目標(第2期)及び中期計画(第2期) の変更について

当機構の「長寿・子育で・障害者基金」は、平成21年11月に実施された行政刷新会議の事業仕分けにおいて「基金の全額を国庫に返納し、必要な事業については毎年度予算措置すること」との評価結果を受けました。この結果を踏まえ、基金を国庫に返納(長寿・子育で・障害者基金勘定を廃止)し、新たに「社会福祉振興助成費補助金」が創設されることとなりました(平成22年度中に一般勘定に統合予定)。これを受け、平成20年2月に定められた当機構の中期目標(第2期)及び中期計画(第2期)は、平成22年3月に変更されております。変更後の中期目標(第2期)及び中期計画(第2期)の内容は以下の通りです。

独立行政法人福祉医療機構中期目標

平成20年2月29日付厚生労働省発社援第0229002号指示変更:平成22年3月29日付厚生労働省発社援0329第66号指示

独立行政法人福祉医療機構は、国の福祉政策及び医療政策と密接に連携しつつ、貸付その他の公共性の高い多様な事業を公正かつ総合的に実施することにより、わが国の福祉の増進並びに医療の普及及び向上に貢献することが期待されている。

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構 が達成すべき業務運営に関する目標を次のように定める。

平成20年2月29日

厚生労働大臣 舛 添 要 一

第1 中期目標の期間

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成20年4月から平成25年3月までの5年とする。

第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項

独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置等の業務運営体制を継続的に見直すこと。

2 業務管理(リスク管理)の充実

効率的かつ効果的な業務運営を行うため、業務の実態に応じた業務管理手法の確立・定着を図るとともに、法 人運営に伴い発生する業務上のリスク、財務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の 充実を図ること。

第3 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

- (1) 平成19年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図ること。
 - 福祉医療貸付事業
 - ・ 福祉保健医療情報サービス事業
 - 退職手当共済事業
 - 年金担保貸付事業
 - 承継年金住宅融資等債権管理回収業務
- (2)業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、システム等の継続的な改善に努めること。
- (3) 情報化の進展による諸環境の変化に対応できるように、情報管理担当部署の専門性の向上を図るとともに、 業務上必要となる職員のIT技能の習得を推進すること。

2 経費の節減

- (1)業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。
- (2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。
 - ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
 - ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。
 - ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。
- (3) 一般管理費、人件費及び業務経費(退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。)については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減すること。

人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準(ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準)として5%以上を削減すること。さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。

併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況について は公表するものとすること。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、 現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

第4 業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

1 福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)

福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応すること。
- (3) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。
- (4) 民業補完の推進の観点から、福祉貸付における協調融資制度を充実し、制度の適切な運用に努めること。
- (5)審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図ること。

2 福祉医療貸付事業 (医療貸付事業)

医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。 ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設けること。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応すること。
- (3) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。
- (4)審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図るとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。

3 福祉医療貸付事業 (債権管理)

- (1) 福祉医療貸付事業等の効率化
 - ① 政策金融改革の趣旨を踏まえ、融資の重点化及び融資率の引き下げを行い、平成24年度予算における福祉医療貸付事業の新規融資額を平成17年度における同事業の新規融資額の実績と比べて20%程度縮減し、併せて同事業における融資残高の縮減に努めること。
 - ② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、現中期目標期間中の新規契約分について利差益が確保されるよう努めること。
 - ③ 政策融資としての役割を効果的に果たし、併せて民業補完を推進するとの観点から、政策融資としての機

能を毎年点検し、事業内容を不断に見直す等事業の効率化を進めること。

(2) リスク管理債権の適正な管理

福祉医療貸付事業の貸付債権について、貸付先の業況の把握、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組むとともに、債権区分別に適切な管理を行い、中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努めること。

4 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業(集団経営指導(セミナー)及び個別経営診断)については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

- (1)集団経営指導(セミナー)については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。
- (2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握し、健全な施設経営を行うことができるように、診断メニューの多様化を図り、個別経営診断の普及に努めること。特に、実地調査を伴う個別経営診断の強化を図り、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対する経営支援に努めること。
- (3) 社会福祉や医療の制度変更、経営環境の変化等による経営者のニーズを的確に把握し、施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努めること。
- (4)集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から自己収入の拡大に努めること。

5 社会福祉振興助成事業

平成22年度から実施する社会福祉振興助成事業(以下「助成事業」という。)については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 助成事業の募集に当たっては、国が定める助成対象事業を踏まえ、毎年度、助成方針を定め公表すること。 その際、制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民ニーズに即した助成を行うため、毎年度、重点 的に助成する分野を国と協議のうえ設定し、助成方針に明記すること。
- (2) 助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる委員会において、選定方針を定め、公正に選定を行うなど、客観性及び透明性の確保を図ること。

また、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。

- (3) 助成事業の申請等の事務負担を軽減するため、各種提出書類の電子化などを行うこと。
- (4) 助成した事業の事後評価については、毎年度、外部有識者からなる委員会において、評価方針を定め、効率的かつ効果的な評価を行うこと。また、事後評価結果を選定方針の改正等に適正に反映すること。
- (5) 助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。
- (6) 事後評価の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。

6 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等 に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留 意してその適正な実施に努めること。

- (1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。
- (2) 利用者への説明会や提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。
- (3)業務委託先への業務指導を徹底することにより、窓口相談、届出受理の機能強化を図ること。

7 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事業」という。)については、地方公共団体が実施する心身障害者 扶養共済制度(以下「扶養共済制度」という。)によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険す る事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害 者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、19年度末の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。

(1) 財政状況の検証

扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。

なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。

(2) 扶養保険資金の運用

① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ 効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。

② 運用の目標

厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、長期的に維持すべき資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を定め、これに基づき管理を行うこと。

各年度において、各資産ごとに各々のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。

ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いること。

③ 運用におけるリスク管理

扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。

④ 年金給付のための流動性の確保

扶養保険事業の財政見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保すること。

- ⑤ 運用に関する基本方針の策定 扶養保険資金の運用について、基本方針を策定すること。
- ⑥ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとし、そ

の際、以下の点に留意すること。

- ・ 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。
- 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。
- ・ 扶養保険事業の財政の安定化の観点から、変動リスクを一定範囲に抑える資産構成とすること。その際、 株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、ポートフォリ オ全体のリスクを最小限に抑制すること。
- ⑦ 基本ポートフォリオの見直し

基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。

⑧ リスク管理の徹底

基本ポートフォリオ管理を適切に行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関のリスク管理を行うこと。

⑨ 運用手法

長期保有を前提としたインデックス運用等のパッシブ運用を中心とすること。

⑩ 企業経営等に与える影響への考慮

企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。また、長期的な株 主等の利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使などの適切な対応を行うこと。

① 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。

(3) 事務処理の適切な実施

心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるように連携を図ること。

8 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 福祉保健医療情報に対する国民のニーズの高度化とこれら情報の提供機関の多様化等に対応して、WAM NETの特長を最大限に活かすことができる事業への重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上等に努めること。
- (2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET基盤を活用すること。
- (3) WAM NET事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めるほか、 業務・システムの最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図ること。 また、専用サイトについては利用料を徴収するなど、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大に努めること。

9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度、船員保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。

- (1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年1 2月24日閣議決定)に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を 踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、 安定的で効率的な業務運営に努めること。
- (2)業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うこと。

また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じること。

- (3)年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者 への適切な対応に努めること。
- (4)年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、 事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう 取組を行うこと。

10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを 踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。

- ① 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の 保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。
- ② 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めること。
- ③ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。
- (2) 承継教育資金貸付けあっせん業務

「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、平成20年度から承継教育資金貸付けあっせん業務を休止すること。

第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。

1 運営費交付金以外の収入の確保

運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の 自己収入を確保することに努めること。

2 自己資金調達による貸付原資の確保

福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等による資金調達を適切に行うこと。

3 資産の有効活用

機構の保有する資産の活用方法について、自己収入の増加を図る等の観点から、中期目標期間中に見直しを行うこと。

第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。

人事に関する事項

- (1) 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。
- (2)人事評価制度の運用により職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、人材の育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。

独立行政法人福祉医療機構中期計画

平成 20 年 3 月 31 日付厚生労働省発社援第 0331001 号認可変更:平成 22 年 3 月 29 日付厚生労働省発社援 0329 第 69 号認可

独立行政法人福祉医療機構は、国の政策と連携した福祉医療分野の事業等を通じ、国民に信頼される総合的支援機関として、引き続き適切な業務運営に努めることとする。

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、平成20年2月29日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人福祉医療機構中期目標を達成するため、同法第30条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人福祉医療機構中期計画を作成する。

平成20年2月29日

独立行政法人福祉医療機構 理事長 山口 剛彦

第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、第二期中期目標期間においては、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、総合力の発揮を目指して、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施することとする。

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

- (1)国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、 組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。
- (2) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営 企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。
- (3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。

2 業務管理(リスク管理)の充実

(1) 内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。

また、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図るとともに、業務管理手法の改善等を進め業務管理の充実を図る。

(2) 福祉貸付事業及び医療貸付事業においては、ALM (資産負債管理) システムなどを活用して、金利リスクなどの

抑制に努める。

(3) 個人情報の保護に関する法律に基づき個人情報保護を徹底するとともに、情報セキュリティー対策の充実を図る。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

- (1) 平成19年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図る。
 - 福祉医療貸付事業
 - ・ 福祉保健医療情報サービス事業
 - 退職手当共済事業
 - 年金担保貸付事業
 - 承継年金住宅融資等債権管理回収業務
- (2)業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、最適化対象外の他のシステムについても継続的な改善を推進する。
- (3) 情報化統括責任者 (CIO) 及び情報化統括責任者 (CIO) 補佐官を中心に、情報化推進体制の強化を図るとともに、情報システムの運用管理体制の向上を図るため、機構の情報化推進を担うIT技術に精通した人材の育成を図る。
- (4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、職員に対する研修等を計画的に実施する。

2 経費の節減

- (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務の外部委託(アウトソーシング)を適切に活用する。
- (2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。
 - ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。
 - ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。
 - ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。
- (3) 毎年度、業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進する。
- (4) 一般管理費、人件費及び業務経費(退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。)については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減する。

人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準(ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準)として5%以上を削減する。

さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合

には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

通則法第30条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

1 福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)

福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉貸付事業を実施する。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応する。

特に、療養病床の再編を推進するため、医療貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進める。

- (3) 利用者サービスの向上を図るため、福祉施設の整備の融資相談等を充実する。
- (4) 協調融資制度の対象を福祉貸付の全対象施設等に拡大するなど制度を充実させるとともに周知を図り、制度の適切な運用を行う。
- (5)審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を75日以内とする。

また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。

2 福祉医療貸付事業 (医療貸付事業)

医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供する こと等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正 な実施に努める。

- (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、医療貸付事業を実施する。
 - ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設け適切に対応する。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応する。

特に、療養病床の再編を推進するため、福祉貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進める。

- (3) 利用者サービスの向上を図るため、医療施設の整備の融資相談等を充実する。
- (4)審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を45日以内とするとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。

また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。

3 福祉医療貸付事業(債権管理)

- (1) 福祉医療貸付事業等の効率化
 - ① 融資対象の重点化及び融資率の引下げを行い、福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成する。
 - ② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、新規契約分の利差益に関する中期目標を達成する。
 - ③ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進める。

(2) リスク管理債権の適正な管理

① 福祉医療貸付事業の貸付に係る債権について、継続的に貸付先の経営情報の収集と分析を行い、経営状況の的確な把握に努め、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組むとともに、債権区分別に適切な管理を行う。

また、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックする。

② 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努める。

4 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業(集団経営指導(セミナー)及び個別経営診断)については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) セミナー実施日の平均10週間前までに開催内容の告知を行う等、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、中期目標期間における延べ受講者数を12,600人以上とする。
- (2) 開設施設の経営改善手法について良質で実践的な事例を提供するなどカリキュラムを工夫し、中期目標期間中の受講者に対するアンケート調査における満足度指標を平均65ポイント以上とする。
- (3) 顧客ニーズに対応して、経営指標の策定・診断手法の確立等の年次計画に基づき、法人全体を対象とした経営診断の創設、経営診断対象施設の追加等を段階的に実施する。
- (4) 個別経営診断については、中期目標期間中に延べ1,400件以上の診断を実施する。また、経営が悪化あるいは 悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援を図る経営改善支援事業に重点化し、漸次、当 該経営診断件数の増加に努める。
- (5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を 50日以内とする。
- (6) 施設経営者等が経営状況を客観的に把握できるように、年次計画に基づき、経営指標の対象施設の拡大を段階的に 図る。
- (7) 安定的かつ効率的な法人運営に寄与するため、財務面や収支面等の経営指標の組み合わせによる、法人全体の格付についての研究及び導入を図る。
- (8) 施設の経営実態及び経営改善事例や経営統合・分離手法等について年次計画に基づき調査研究を行い、施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供する。
- (9)集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、中期目標期間中において実費相当額を上回る自己収入を確保する。

5 社会福祉振興助成事業

平成22年度から実施する社会福祉振興助成事業(以下「助成事業」という。)については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 助成事業の募集に当たっては、国が定める助成対象事業を踏まえ、制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民ニーズに即した助成を行うため、毎年度、重点的に助成する分野を国と協議のうえ設定し、募集要領等に明記し、公表する。
- (2) 助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会(以下「審査・評価委員会」という。)において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択する。また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努める。
- (3)全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。
- (4) 助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行う。
- (5) 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。
- (6) 助成した事業の事後評価については、毎年度、審査・評価委員会において、評価方針を定め、効率的かつ効果的な評価を行う。

また、事後評価の結果を選定方針の改正に適正に反映する。

- (7) 助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努める。 なお、的確な相談・助言等ができるよう、職員の専門性の向上に努める。
- (8) 助成事業を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を80%以上とする。
- (9) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業が対象とした利用者の満足度を70%以上とする。
- (10) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会や助成事業説明会を中期目標期間内に15回以上開催するなど効果的な普及を行う。

6 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を75日以内とする。
- (2)業務委託先が実施する共済契約者の事務担当者に対する実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知と適正な手続きに関する指導を行うとともに、必要に応じて共済契約者を直接訪問して個別指導を行う。
- (3) 提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。
- (4)業務委託先の窓口相談・届出受理の機能強化を図るため、業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施するほか、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行う。

7 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事業」という。)については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度(以下「扶養共済制度」という。)によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) 財政状況の検証

扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険 事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。

なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。

(2) 扶養保険資金の運用

① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。

このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。) を、心身障害者扶養保険資産運用委員会(資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資 産運用委員会」という。)の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行う。

② 運用の目標

厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するため、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。

また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。

ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いる。

③ 運用におけるリスク管理

リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。

④ 年金給付のための流動性の確保

年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

⑤ 運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し

扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表するとともに、少なくとも 毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。

⑥ 基本ポートフォリオの基本的考え方

資産運用委員会の議を経た上で策定される基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとする。

その際、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とし、扶養保険事業の財政の安定化の観点から変動リスクを一定範囲に抑える。

併せて、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制する。

⑦ 基本ポートフォリオの策定

基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とする。

扶養保険事業の短期資金需要等に配慮して、基本ポートフォリオを次のとおり定める。また、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、乖離許容幅を次のとおり設定する。

区 分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅
国内债券	71. 6%	±8%
国内株式	7.8%	±5%
外国債券	7.8%	±5%
外国株式	7. 8%	±5%
短 期 資 産	5. 0%	±4%

(目標収益率 3.20%、標準偏差 5.05%)

⑧ 基本ポートフォリオの見直し

基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。

⑨ 基本ポートフォリオの管理及びその他のリスク管理

基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。

扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関について、以下の方法によりリスク管理を行う。

• 資産全体

資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、必要な措置を講じる。

各資産

市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、金融・資本市場のグローバル化、緊密化の進展を踏まえ、ソブリン・リスク(外国政府の債務に投資するリスク)についても注視する。

· 各運用受託機関

運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握 し、適切に管理する。

また、運用受託機関の信用リスクを管理するほか、運用体制の変更等に注意する。

• 各資産管理機関

資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。 また、資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。

⑩ 運用手法

各資産ともパッシブ運用を中心とする。

① 企業経営等に与える影響への考慮

企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。

企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間 運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議 決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決 権行使の方針や行使状況等について報告を求める。

② 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証

扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる 心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。

(3) 事務処理の適切な実施

心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議を開催する。

8 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健 医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) WAM NETの特長を最大限に活かすことができる介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業に重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上に努める。
- (2) 利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しを行い、中期目標期間中における年間アクセス件数を1,400万件以上、利用機関登録数を7.5万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度を90%以上とする。
- (3) 国の福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAMNET基盤を活用する。
- (4) WAM NET事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努め、中期目標期間の 最終事業年度において1,500万円以上の自己収入を確保するほか、業務・システム最適化計画に基づき業務委託 の見直しを行うことにより事務の効率化を図る。

また、専用サイトについては利用料を徴収するなど、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大を図る。

9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度、船員保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労 災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保 にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金 受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

- (1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。
- (2) 業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行う。

また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じる。

- (3) ホームページ、リーフレット等により、年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図る。
- (4) 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、更なる周知徹底に努める。
- (5) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務 処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行う。

10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、 以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。

- ① 必要に応じて関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。
- ② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。
- ③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。
- ④ 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。
- ⑤ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。
- ⑥ 転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。

(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務

承継教育資金貸付けあっせん業務については、平成20年度から業務を休止する。

第4 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

別表1のとおり

2 収支計画

別表2のとおり

3 資金計画

別表3のとおり

第5 短期借入金の限度額

1 限度額

91,600百万円

2 想定される理由

- (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
- (2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。
- (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。
- (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
- (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

宝塚宿舎(兵庫県宝塚市、戸建3戸)、川西宿舎(兵庫県川西市、戸建1戸)、千里山田宿舎(大阪府吹田市、区分所有建物2戸)及び戸塚宿舎(横浜市戸塚区、集合住宅1棟)を売却する。

第7 剰余金の使途

- ・全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源
- ・労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成15年厚生労働省令第148号)第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

1 職員の人事に関する計画

- (1) 方針
 - ① 業務処理方法の改善等を図り組織のスリム化に努めるとともに、各業務の特性や業務量を踏まえ、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。
 - ② 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。
 - ③ 質の高いサービスの提供を行うことができるように、各業務の特性に応じて、専門性の高い職員の育成・確保に

努める。

④ 担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施する。

(2) 人員に係る指標

期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。

(参考1)

期初の常勤職員数 299人

(参考2)

中期目標期間中の人件費総額見込み 11,509百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。

2 施設及び設備に関する計画

なし

3 積立金の処分に関する事項

前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。

予算

中期計画(平成20年度~平成24年度)の予算

別紙1

(単位:百万円)

	1							(当	单位∶百万				
	金額												
区別	一般勘定	長寿・子育 て・障害者 基 金 勘 定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担 保貸付勘定	承継債権管 理回収勘定	承継教育資 金貸付けあっ せん勘定	計				
収入													
運営費交付金	17,673		2,979	637					21,2				
国庫補助金 社会福祉振興助成費補助金	9,142 9,142		124,728						133,8				
給付費補助金			124,728						124,				
利子補給金 福祉医療貸付事業収入	27,365								27,				
福祉医療貸付金利息	343,348								343,				
経営指導事業収入 福祉保健医療情報サービス事業収入	175 97												
基金事業運用収入	687	7,991	200 200						8,				
退職手当共済事業収入 掛金			320,699 195,414						320, 195,				
都道府県補助金			124,723						124,				
退職手当給付費支払資金戻入 給付費支払資金運用等収入			524 37										
心身障害者扶養保険事業収入				171,543					171,				
保険料収入 保険金				46,474 61,847					46, 61,				
特別給付金				360					,				
弔慰金 信託運用収入				2,688					2,				
扶養保険資金戻入				60,172					60,				
年金担保貸付事業収入 年金担保貸付金利息					22,655				22,				
労災年金担保貸付事業収入					,	2.22			-				
労災年金担保貸付金利息 承継債権管理回収業務収入						363	414,044		414,				
承継債権貸付金利息							414,012		414,				
手数料収入 利息収入	141	7			112		32 8,568		8,				
有価証券等売却収入	276,497	•	_			_			276,				
雑収入	110	4	7	2	5	0	14						
<u>計</u> 支出	675,235	8,002	448,412	172,182	22,772	364	422,626		1,749,				
福祉医療貸付事業費	361,923								361,				
支払利息	360,209								360,				
業務委託費 債券発行諸費	844 870												
但	010	6,818							6,				
社会福祉振興助成金 退職手当共済事業費	9,142		445,426						9, 445,				
退職手当給付金			444,937						444,				
退職手当給付費支払資金繰入 心身障害者扶養保険事業費			489	171,543					171,				
支払保険料				46,474					46,				
年金給付保険金 弔慰金給付保険金				60,172 360					60,				
特別弔慰金給付金				1									
- 扶養保険資金繰入 年金担保貸付事業費				64,535	21,005				64, 21,				
支払利息					11,496				11,				
業務委託費 債券発行諸費					8,916 593				8,				
労災年金担保貸付事業費					0.55								
業務委託費 業務経費	7,377	109	1,616	258	279	158 40	17,318		26,				
福祉医療貸付業務経費	2,490	103	1,010	200	213	-10	11,010		2,				
経営指導業務経費 福祉保健医療情報サービス業務経費	399 4,236								4,				
社会福祉事業振興業務経費		109											
社会福祉振興助成業務経費 退職手当共済業務経費	252		1,616						1,				
心身障害者扶養保険業務経費			1,010	258									
年金担保貸付業務経費 労災年金担保貸付業務経費					279	40							
承継債権管理回収業務経費							17,318		17,				
一般管理費 人件費	1,256 9,563	86 614	181 1,188	41 340	190 599	37 75	554 2,112		2, 14,				
八斤貝	3,505	014	1,100	340	555	10	2,112		14,				
計	389,261	7,627	448,412	172,182	22,074	311	19,985		1,059,				

⁻⁻(注1)承継教育資金貸付けあっせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成20年度から業務を休止することとしている。

⁽注2)長寿・子育て・障害者基金勘定は、平成22年度から一般勘定において経理を行い事業を実施することとしているため、平成21年度までの予算を計上している。

⁽注3)計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

収支計画 平成20年度~平成24年度の収支計画

別紙2

(単位:百万円)

	金額							
区別		長寿・子育 て・障害者 甚 金 勘 定	共 済 勘 定	保険勘定		労 災 年 金 担 保 貸 付 勘 定	承継債権管理 承継教 回収勘 定せん はん	けあっ 計
費用の部 経常費用	401,192 401,192	7,639 7,639	448,450 447,961	115,140 107,648	22,338 22,338	346 346	20,093 20,093	1,015 1,007
福祉医療貸付業務費	376,079		,	,			, i	376
借入金利息 債券利息	331,801 34,000							331 34
債券発行諸費	870							
業務委託費 福祉医療貸付業務経費	843 2,483							2
貸倒引当金繰入	6,081							6
経営指導業務費 経営指導業務経費	398							
福祉保健医療情報サービス業務費	4.005							
福祉保健医療情報サービス業務経費 社会福祉事業振興業務費	4,235	6,925						4
社会福祉事業振興事業費		6,818						6
社会福祉事業振興業務経費 社会福祉振興助成業務費	9,394	107						g
社会福祉振興助成費	9,142							9
社会福祉振興助成業務経費 退職手当共済業務費	252		446,552					446
退職手当給付金			444,937					444
退職手当共済業務経費 心身障害者扶養保険業務費	1		1,615	107,265				107
支払保険料 給付金				46,474				46
心身障害者扶養保険業務経費				60,533 258				60
年金担保貸付業務費					21,461			2
借入金利息 債券利息					1,384 10,169			10
債券発行諸費					593			
業務委託費 年金担保貸付業務経費					8,957 279			3
貸倒引当金繰入					79	000		
労災年金担保貸付業務費 業務委託費						232 158		
労災年金担保貸付業務経費						40		
貸倒引当金繰入 承継債権管理回収業務費						33		
承継債権管理回収業務経費	1.050	0.0	101	40	100	0.7	17,318	17
一般管理費 減価償却費	1,252 322	86 18	181 46	40 4	190 93	37 3	554 123	2
人件費	9,512	611	1,182	338	595	75	2,098	14
臨時損失 退職手当給付費支払資金繰入			489 489	7,492				1
心身障害者扶養保険責任準備金繰入				7,492				7
Z益の部 運営費交付金収益	401,172	8,060	448,450 2,979	160,163 637	22,717	367	421,930	1,462 21
福祉医療貸付事業収入	17,673 346,231		2,515	037				346
経営指導事業収入 福祉保健医療情報サービス事業収入	175 97							
基金事業運用収入	31	8,053						8
退職手当共済事業収入 掛金			195,451 195,414					195 195
給付費支払資金運用等収入	1		37					
心身障害者扶養保険事業収入 受取保険料	1			117,781 46,474				117 46
保険金	1			62,208				62
金銭の信託運用益 年金担保貸付事業収入	1			9,098	22,594			22
労災年金担保貸付事業収入	1				22,034	366		
承継債権管理回収業務収入 年金住宅資金等貸付金利息							412,689 412,657	412 412
手数料収入	1						32	
補助金等収益 社会福祉振興助成費補助金収益	36,507 9,142		249,450					285 9
国庫補助金収益	3,172		124,728					124
都道府県補助金収益 利子補給金収益	27,365		124,723					124 27
資産見返運営費交付金戻入	27,303		45	3	10	1	122	21
財務収益	1.41	-			110		6.755	
受取利息 雑益	141 58	ή			112 0		6,755	7
臨時利益 貸倒引当金戻入益			524	41,742			2,364	44
資倒引当金戾人益 退職手当給付費支払資金戻入益	1		524				2,364	2
心身障害者扶養保険責任準備金戻入益	10			41,742				41
前中期目標期間繰越積立金取崩額	18 △ 20	421		45,023	379	21	401,837	447

[|] 金利達又は総損火公| 313 | 21 | 401,881| (注1) 承継教育資金貸付けあっせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成20年度から業務を休止することとしている。 (注2) 長寿・子育て・障害者基金勘定は、平成22年度から一般勘定において経理を行い事業を実施することとしているため、平成21年度までの予算を計上している。 (注3) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

資金計画 平成20年度~平成24年度の資金計画

(単位:百万円)

別紙3

				金	:	額			
区別	一般勘定	長 寿・子 育 て・障 害 者 基 金 勘 定	共 済 勘 定	保険勘定	年 金 担 保貸 付 勘 定	労災年金担保 貸 付 勘 定	承継賃権官理 同	承継教育資金貸付けあっ せん勘定	計
資金支出 業務活動による支出	3,774,930 2,058,961	66,200 11,229	448,340 447,923	172,208 107,646	1,529,255 1,141,888	28,583 28,253	3,194,673 1,763,690	32 32	9,214, 5,559,
福祉医療貸付事業費	361,923	11,225	441,523	107,040	1,141,000	20,233	1,703,050	32	361,
福祉医療貸付金による支出	1,669,700								1,669
社会福祉事業振興事業費	0.140	6,818							6,
社会福祉振興助成金による支出 退職手当共済事業費	9,142		444,937						9, 444,
心身障害者扶養保険事業費			111,551	107,008					107
年金担保貸付事業費					21,005				21
年金担保貸付金による支出 労災年金担保貸付事業費					1,118,400	158			1,118
労災年金担保貸付金による支出						27,900			27
人件費支出	9,563	614	1,188	340	599	75	2,112	2	14
経営指導業務費 その他の業務支出	399 8,234	195	1,797	299	470	77	18,123	,	29
国庫納付金の支払額	0,234	3,602	1,797	299	1,415	42	1,743,454	29	1,748
投資活動による支出		54,861		64,535	-,		1,364,800		1,484
譲渡性預金の預入による支出				24 505			1,364,800		1,364
金銭の信託の増加による支出 有価証券の取得による支出		54,500		64,535					64 54
財政融資資金預託金の増加による支出		361							0.
財務活動による支出	1,712,191				386,833				2,099
長期借入金の返済による支出 短期借入金の返済による支出	1,393,481				73,633 56,200				1,467 56
債券の償還による支出	40,000				257,000				297
政府出資の払戻による支出	278,710								278
次期中期目標の期間への繰越金	3,778	110	417	26	534	330	66,183		71
全中人	3,770,941	66,200	448,340	172,208	1,529,255	28,583	3,194,673	32	9,210
業務活動による収入 福祉医療貸付事業収入	1,802,440 343,348	7,999	447,887	112,010	1,144,623	28,297	1,342,259	1	4,885 343
福祉医療貸付回収金による収入	1,403,702								1,403
経営指導事業収入	175								
福祉保健医療情報サービス事業収入 基金事業運用収入	97 687	7,987							8
基並爭未運用収入 退職手当共済事業収入	001	1,901	195,451						195
心身障害者扶養保険事業収入			100,101	111,371					111
年金担保貸付事業収入					22,655				22
年金担保貸付回収金による収入 労災年金担保貸付事業収入					1,121,851	363			1,121
労災年金担保貸付回収金による収入						27,934			27
承継債権管理回収業務収入							414,044		414
承継融資業務収入 承継教育資金貸付けあっせん業務収入							919,633	1	919
運営費交付金収入	17,673		2,979	637				1	21
補助金等収入	36,507		249,450						285
その他の業務収入 投資活動による収入	250 276,497	11 55,005	7	60,172	117	0	8,582 1,741,700		2,133
接渡性預金の払出による収入	210,491	əə,005		00,172			1,741,700		2,133 1,741
金銭の信託の減少による収入				60,172			-,,. 00		60
有価証券の償還による収入	975 000	53,500							53
有価証券の売却による収入 財政融資資金預託金の減少による収入	275,222 1,275	1,505							275 2
財務活動による収入	1,690,600	1,505			384,500				2,075
長期借入れによる収入	1,478,600								1,478
短期借入れによる収入 債券の発行による収入	212,000				84,500 300,000				84 512
(東京の発行による収入 前期中期目標の期間よりの繰越金	1,404				200,000				912

前期中期目標の期間よりの繰越金 1,404 3,196 453 26 132 285 110,714 (注1)承継教育資金貸付けあっせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成20年度から業務を休止することとしている。

⁽注2)長寿・子育・「障害者基金勘定は、平成22年度から一般勘定において基理を行い事業を実施することとしているため、平成21年度までの予算を計上している。 (注3)計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(4) 年度計画の策定

当機構は、「民間活動応援宣言」を掲げ、お客さま目線を大切にし、福祉と医療の一体的な商品・サービスの提供を通じて地域の福祉と医療の連携、地域力の向上に貢献していきたいと考えております。また福祉と医療の専門店として専門性を磨き、民間活動を応援していきます。

当該経営理念を踏まえ、当機構では通則法第31条の規定に基づき、第2期中期計画に基づく平成22年度計画を定めております。内容は以下の通りです。

独立行政法人福祉医療機構年度計画

独立行政法人福祉医療機構は、平成20年10月に策定した経営理念「民間活動応援宣言」に基づき、国の政策効果が 最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援するため、適切な業務運営に努めることとする。

平成22年度の業務運営について、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構年度計画を、次のとおり定める。

平成22年3月31日

独立行政法人福祉医療機構 理事長 長 野 洋

第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

法人全体の業務運営の更なる改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めることとする。

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

- (1) 事務・事業の合理化・効率化のため、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を図る。
- (2) トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営に努める。
- (3) 民間活動応援宣言の具体化に向けて、機構の総合力の強化を図り、福祉と医療のネットワークによる地域社会づくりを推進する。

2 業務管理(リスク管理)の充実

(1) 第1期中期計画において構築したISO9001に基づく品質マネジメントシステムの運用を通じ、業務上の課題、 顧客からのニーズ等に効果的に対応するための是正・予防処置活動の充実及び内部監査の実施による事務リスク等の 抽出・管理を行うとともに、平成21年度に策定したリスク・危機管理基本方針等に基づき、法人運営に伴い発生す る業務上のリスク等の抽出・管理を行う。

また、平成19年度に創設した改善アイデア提案制度を効果的に運営し、職員の創意工夫による改善活動の活性化を図る。

なお、平成23年4月10日にISO9001認証期限を迎えることから、運用の成果等を踏まえ認証更新の要否を検討し、更新を行う場合は、更新審査への対応を行う。

さらに、業務管理手法の充実を図るため、機構のセグメント情報等を活用の上、業務活動単位ごとのコストを把握する。

- (2) ALM (資産負債管理)システムを活用して、貸付事業に係る財務状況の定期的な把握及び予算要求や財投機関債の発行等のタイミングに合わせた分析を行うとともに、信用リスクモデル分析を実施し、モデルの精度向上に努める。
- (3) 情報資産の安全確保等の観点から、平成21年度に実施した自己点検の結果を基に、情報セキュリティ対策の強化を図る。

また、平成21年度に策定した個人情報保護マニュアルを基に、保有個人情報の適切な管理及び保護について更なる強化を図る。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

- (1) 平成19年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき、システム効率化、運用保守コストの削減、外部委託 業務の適正管理及び業務の効率化を図る。
 - ① 平成21年度における「福祉保健医療情報サービス事業の業務・システム最適化計画」の実施状況を踏まえつつ、 更なる効率化に向けて計画の見直しを行う。
 - ② 退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る外部委託業務の適正な管理を行うため、入力作業等委託業務の調達を実施し、調達済みのシステム運用保守業務との円滑な業務連携の支援を実施する。
 - ③ 福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業の業務の効率化及び合理化を図るため、電子申請届出の利用率向上を図る。
- (2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、最適化対象外の他のシステムについても計画的なシステム改修・改善等を行う。
- (3)業務の一層の効率化及び利用者の利便性の向上等を図るため、情報化統括責任者 (CIO)及び情報化統括責任者 (CIO)補佐官を中心として、情報化推進体制の強化を図るとともに、IT技術に精通した人材を育成するための研修プログラムに基づき外部研修の受講及びワークショップを実施する。
- (4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図るため、情報化統括責任者(CIO)補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施する。

2 経費の節減

- (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務の外部委託(アウトソーシング)を適切に活用する。
- (2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。
 - ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。
 - ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。
 - また、一者応札、一者応募に係る対応については、入札等参加要件の緩和など必要な措置を講じる。
 - ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。
- (3) 業務方法等を点検し、その改善等を図ることにより、事務の効率化を推進する。
- (4) 一般管理費、人件費及び業務経費(退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。)については、経費節減に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、効率的な利用に努めるとともに、更なる経費の削減への取組を行う。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び経済財政 運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)を確実に実行するため、常勤職員数を抑 制し、人件費削減に取り組む。

併せて、機構の給与水準について、適正化に向けた取組を計画的に進めるとともに、取組状況を公表する。

第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)

福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(参考)

区	分		平成 22 事業年度
貸付	契 約	額	125,000,000 千円
資 金	交 付	額	126, 300, 000 千円

- (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者等への融資方針の周知等に努め、当該方針に基づき事業を実施する。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所等の整備、障害者の就労支援、消防用設備の整備、療養病床の再編等に係る資金の融資について、優遇措置等を講じ実施する。

また、融資制度の運用の健全性を保ちつつ、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備するため、平成2 2年度予算においては、

- ① ユニット型特別養護老人ホームで25年の償還期間が認められたこと
- ② 社会福祉法人にオンコスト方式の保証人免除制度の導入が認められたこと

から、これらの円滑な導入を図る。

(3) 平成21年度に引き続き、事業者に対する融資内容の積極的周知や個別融資相談の積極的実施、借入申込の手引きの電子媒体による配布などを行い、利用者サービスの向上を図る。

特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と利用者サービスの質的向上に資する観点から、計画の初期段階から相談を受け、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的な支援・助言等を行う。

また、国の政策目標に即した施設整備への支援などを行うための情報収集・提供を行う。

- (4) 平成21年度に引き続き、協調融資制度についての周知等を行う。
- (5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。

2 福祉医療貸付事業 (医療貸付事業)

医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(参考)

区分	平成 22 事業年度
貸 付 契 約 額	134,800,000 千円
資 金 交 付 額	122, 400, 000 千円

(1) 医療貸付事業については、医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、医療の政策目標の推進に積極的に 貢献する。

また、病院への融資については、引き続きガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施する。

(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、地域医療再生計画に基づく整備、介護基盤の緊急整備、 療養病床の再編等に係る資金や、セーフティネットとして、金融環境変化に伴う経営悪化に対応する経営安定化資金 の融資について、優遇措置等を講じ実施する。

また、平成22年度では、融資制度の運用の健全性を保ちつつ、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備するため、オンコスト方式の保証人免除制度の導入を図る。

(3) 全国数か所で実施する融資相談会の開催に加え、事業計画検討中の者に対し融資相談に出向くなど、融資相談の充実を図るとともに、代理貸付が円滑に行われるよう受託金融機関に対して実務者研修を実施し、貸付手順の周知や問題点の認識の共有化を図るなど、引き続き利用者サービスの向上に努める。

さらに、経営環境の悪化に伴い、これまでの融資制度を中心とした利用者に対するサービスに加え、施設の整備面や運営面に係る課題の解消策等の提案及び経営の参考になる情報の発信を行う。

(4) 継続的な審査方針の見直し、事務の合理化等により、中期計画における審査期間に関する数値目標を達成するため、 審査業務の迅速化に努めるとともに、アンケート等による利用者の声の収集・分析を基に、利用者の利便性の向上に 努める。

また、融資審査においては、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を引き続き活用する。 さらに、中期計画における資金交付時期に関する数値目標を達成するため、引き続き資金交付業務の迅速化に努め 5。

3 福祉医療貸付事業(債権管理)

- (1) 福祉医療貸付事業等の効率化
 - ① 福祉医療貸付事業の新規融資額については、融資対象の重点化及び融資率の見直しを行うとともに、国の福祉及び医療政策の動向等を踏まえ、引き続き中期目標に掲げる水準の達成を図る。
 - ② 福祉医療貸付事業の金利の設定に当たっては、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、新規契約分の利差額の状況を適切に把握する。
 - ③ 政策融資としての機能を点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等の見直しを行う。
- (2) リスク管理債権の適正な管理
 - ① 貸付先の経営情報を継続的に収集、分析し、経営状況の的確な把握に努める。 経営指導事業及び貸付事業との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組む。 また、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックする。
 - ② 貸出条件緩和債権については、福祉医療政策、事業の公共性及びサービス需要にかんがみるとともに、「中小企業金融円滑化法」の趣旨を踏まえつつ、貸付先の実態把握及び再生の見通しを考慮の上、適正な審査を行う。
 - ③ 毀損の著しい債権の管理の徹底を図ると共に、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。

4 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業(集団経営指導(セミナー)及び個別経営診断)については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) セミナー実施日の平均10週間前までに開催内容の告知を行う等、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、平成22年度における延べ受講者数を2,520人以上とする。
- (2) 開設施設の経営改善手法について良質で実践的な事例を提供するなどカリキュラムを工夫し、平成22年度の受講者に対するアンケート調査における満足度指標を平均65ポイント以上とする。
- (3) 保育所について、試作した簡易経営診断報告書を用いたモニター調査を実施し、調査の集計分析結果等を踏まえて 経営指標の策定及び経営診断手法の確立に向けた検討・検証を行う。
- (4) 個別経営診断については、平成22年度において延べ280件以上の診断を実施する。 なお、個別経営診断を利用した施設経営者に対してアンケート調査を実施し、70%以上の施設経営者から、診断 結果が施設経営の改善等の計画を策定する上で役立ったとの回答を得られるように努める。

また、経営改善支援の手法を開発するため、経営診断の実施等を通じて、引き続き具体的な経営管理の実情を把握する。

- (5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を 50日以内とする。
- (6) 平成21年度に引き続き、法人全体の分析に向けて、定量的な分析の指標の候補について、経年の決算データ等を 用いて、その妥当性を検証するとともに、債権管理におけるその活用策について検討する。
- (7)経営支援について機構からの情報発信を強化するため、機構におけるこれまでの調査・研究の成果等も踏まえつつ、 セミナー等における情報提供の拡充を図るとともに、福祉・医療施設の経営についての優良事例等の収集・分析を行う。
- (8) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、実費相当経費を上回る自己収入を確保する。

5 社会福祉振興助成事業

平成22年度から実施する社会福祉振興助成事業(以下「助成事業」という。)については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 助成事業の募集に当たっては、国が定める助成対象事業を踏まえ、制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民ニーズに即した助成を行うため、重点的に助成する分野を国と協議のうえ設定する。 なお、新しい助成制度の初年度であることにかんがみ、利用者の手続きに混乱を招くことがないよう、助成対象事
 - なお、新しい助成制度の初年度であることにかんがみ、利用者の手続きに混乱を招くことがないよう、助成対象事業や重点的に助成する分野をはじめ、助成制度の変更に伴う留意事項などを募集要領等に明記し、公表する。
- (2) 助成事業の選定については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会(以下「審査・評価委員会」)において、平成21事業年度の事業評価の成果等を踏まえ、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行うものとする。

また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性や効果を十分考慮し、助成終了後の継続能力等を重視した審査・ 選定を行うとともに、事業内容の特性に配慮しつつ、固定化回避に努める。

- (3) 自助支援・生活支援等の地域に密着した活動に対して助成する観点から、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業であるものとする。
- (4) 各種提出書類の様式の見直し及び申請書類の提出の電子化などを促進し、助成先団体等の事務負担の軽減を図る。
- (5) 平成22事業年度分の「助成金交付申請書」の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。
- (6) 事後評価の効率的かつ効果的な運用を図るため、審査・評価委員会において、平成22事業年度における評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を策定し、当該方針に基づき、事後評価を実施する。 なお、助成先団体へのヒアリングを通して行う評価については、より効率的かつ効果的に実施するものとし、その

成果を踏まえ、助成先団体において助成終了後も継続される事業等への有効な助言を行う。

- (7) 事後評価の結果は、速やかに公表するとともに、活動団体にとって、利用しやすい助成制度とするため、平成23 事業年度分の助成事業の選定方針等に反映するなど、継続的な改善に活用する。
- (8) 助成事業の事後評価や助成終了後1年経過後に行うフォローアップ調査に加え、さらにおおむね3年経過後にもフォローアップ調査を実施し、活動団体の継続的な状況の把握に努めるとともに、その成果を翌事業年度以降の選定方針の策定等に活かす。

(9) 助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、団体の事業実施に対して的確な相談・助言等に努める。

また、そのために必要な職員の専門性の向上に努める。

- ① 今日的な課題を把握し、機構が主体性を持って民間福祉活動を積極的に支援していくため、助成先団体等との意見交換等を計画的に実施する。
- ② NPO等の地域の民間福祉活動に対しては、事業計画段階から、助成年度中、事業完了後においても的確な相談、助言等が可能な専門スタッフの育成やその体制づくりを図る。
- ③ 専門家や現場とのネットワークづくりによって、現場の活性化や専門スタッフの育成を図る。
- (10) 助成事業を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を80%以上とする。
- (11) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施し、満足度が70%以上の回答を得る。
- (12) 事後評価結果等を踏まえ、平成22事業年度において、事業効果の高い優れた助成事業等をホームページなどで 公表し、広く周知する。
- (13)優れた助成事業の周知及び効果的な普及を図るため、平成22事業年度において、事業報告会や助成事業説明会を計3回以上開催する。

6 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。 (参考)

区分	平成 22 事業年度
4月1日現在の被共済職員数	682, 432 人
退職手当金支給者数	74, 480 人
退職手当金支給額	90,853,890 千円
単 位 掛 金 額	44,700 円

- (1) 請求書の受付から給付までの平均処理期間について、事務処理の効率化を図りながら、75日以内とする。
- (2) 共済契約者の事務担当者を対象に業務委託先が実施するすべての実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知、 掛金届や請求書等の作成上の留意点等について指導するとともに、必要に応じて共済契約者を直接訪問し、事務取扱 について指導を行う。

また、施設種類別に共済契約者(経営者)との意見交換会等を開催する。

さらに、加入促進を図るため、関係団体の協力を得てパンフレット等を配布するとともに、新規契約者に対するアンケート調査の結果を踏まえ、効果的な制度の周知方法を具体化する。

- (3) 利用者の手続き面での負担を軽減するため、次の措置を講じる。
 - ① 電子届出システムについて、システム改善や操作性の向上を図り、利用者アンケート調査で、70%以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答を得られるように努める。
 - ② 事務処理の簡素化、処理期間の短縮を図る観点から電子届出システムで作成可能な届出について、事務処理見直しを行う。
- (4) 業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施し、事務処理の円滑・適正な実施を周知する。 また、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行う。

7 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事業」という。)については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。

(参考)

			区	分				平成 22 事業年度
新	規	L	加	入	ź	者	数	417 人
新	規	年	金	受	給	者	数	2,012 人
保	険	対	象	加	入	者	数	82,024 人
年金	全給付	保険	金金支	払対	象障	害者	数	49,038 人
死	亡	•	障	子 保	険	金	額	7, 150, 600 千円
年	金	給	付	保	険	金	額	11,850,900 千円

(1) 財政状況の検証

平成21年度の決算を踏まえ、財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、①地方公共団体に対しては、事務担当者会議において報告、②加入者等に対しては、ホームページで公表、③障害者関係団体(親の会等)に対しては、情報提供を行う。

また、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出を行う。

(2) 扶養保険資金の運用

① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭 信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運 営の安定に資することを目的として行う。

このため、心身障害者扶養保険資産運用委員会(資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。 以下「資産運用委員会」という。)の議を経た上で策定した分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成 割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)に基づき、扶養保険資金の運用を行う。

② 運用の目標

ア 基本ポートフォリオに基づきリバランスを行い、これを適切に管理する。

イ 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保 するよう努める。

ウ ベンチマークについては、中期計画の条件を満たす適切な市場指標を用いる。

③ 運用におけるリスク管理

リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う各種リスクの管理を行う。

④ 年金給付のための流動性の確保

年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

⑤ 運用に関する基本方針の定期的見直し

扶養保険資金の運用に関する基本方針の見直しについて資産運用委員会で検討し、必要があると認められるときは、速やかに見直しを行い、公表する。

⑥ 基本ポートフォリオの見直し

基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、平成22年度中に 1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。

(参考) 基本ポートフォリオ及び設定された乖離許容幅

区 分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅
国内債券	71.6%	±8%
国内株式	7.8%	±5%
外国債券	7. 8%	±5%
外国株式	7. 8%	±5%
短期資産	5. 0%	±4%

⑦ 基本ポートフォリオの管理及びその他のリスク管理

基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。

扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関について、以下の方法によりリスク管理を行う。

• 資産全体

資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、問題がある場合に は適切な措置を講じる。

• 各資産

各資産における管理すべき市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を把握し適切に管理する。また、ソブリン・リスクについても注視する。

各運用受託機関及び各資産管理機関

運用受託機関及び資産管理機関に対し運用及び資産管理に関するガイドラインを示し、機関の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。

また、運用受託機関及び資産管理機関の信用リスクを管理するほか、運用体制及び資産管理体制の変更等に注意する。

⑧ 運用手法

各資産ともパッシブ運用を中心とする。

⑨ 企業経営等に与える影響への考慮

企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。

企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間 運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議 決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決 権行使の方針や行使状況等について報告を求める。

⑩ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証

平成21年度の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検証するとともに、 外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において確認等の検証を行う。

(3) 事務処理の適切な実施

① 事務担当者会議の開催

事務担当者会議を効率的に開催し、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。

② 制度改正後の事務処理の改善

平成20年4月の制度改正後における事務処理上の課題や問題点を把握するため、事業の実施主体である地方公共団体に対してアンケート調査を行い、その結果を業務改善に反映させる。

8 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健 医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) WAM NETの特長を最大限に活かすことができる介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業について、福祉保健医療サービス事業費が減額される中で、効率的な運用を図り、利用者サービスの維持に努める。
- (2) 利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しを行い、年間アクセス件数の増加に努めるとともに、利用機関登録数を8.2万件以上、アンケート調査における情報利用者の満足度の90%以上を確保する。
- (3) WAM NET基盤を機構等業務の電子届出として活用するとともに、WAM NET機能及び電子データ等を効率的に活用し、国の福祉保健医療施策を支援する。
- (4) 現在実施しているバナー広告等により自己収入を確保する。

9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給者に対し、労災年 金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にす る特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することや労災年金受給者 の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮し、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めるとともに、年金担保貸付事業と労災年金担保貸付事業を併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努める。

なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。

(参考)

○年金担保貸付事業

	区 分	平成 22 事業年度
	貸付契約額	186, 300, 000 千円
	資 金 交 付 額	186, 300, 000 千円
运发	貸付回収金等	186, 300, 000 千円
原資	(うち財投機関債)	(59,000,000 千円)

○労災年金担保貸付事業

		区		分		平成 22 事業年度
,	貸	付	契	約	額	4,900,000 千円
i	資	金	交	付	額	4,900,000 千円
原資			貸付	回収	金等	4,900,000 千円

- (1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図り、中期目標期間中において損益が均衡するよう配慮しつつ、貸付金利に反映させる。
- (2) 利用者にとって必要な資金を貸し付けるとともに、無理のない返済とするために実施した平成22年2月の制度取扱変更について、着実に実施する。

また、利用者を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を公表する。

- (3) 本制度を必要とする者に制度情報を周知するため、機構ホームページ、行政機関等を通じた広報を実施するほか、 福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等多様な外部団体との連携協力による広範な広報活動を展開する。 多重債務者等の借入に関し、注意を促し、専門機関への相談につなげるため、機構ホームページ、リーフレット等 の広報媒体に相談先等を明示するほか、金融機関に対しても相談機関連絡先に関する情報提供を行う。 業務実績について、国民に対しわかりやすく機構ホームページで公表する。
- (4) 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、受託金融機関に対する指導を適切に行う。
- (5) 借入申込から貸付実行までの事務処理方法の効率化について検討を行う。

10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、 以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。

(1) 転貸法人等貸付先の財務分析を年1回行うとともに、受託金融機関及び監督官庁との連携を図り、適切な債権管理 及び着実な債権回収を行う。

また、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、受託金融機関に対する指導を適切に行う。

- (2) 年金住宅融資等債権の貸付先について、債権分類を実施し、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行う。
- (3) 転貸債権に係るローン保証会社について、保証履行能力の把握及び分析を行う。
- (4) 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時 的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。

また、経済情勢の変化に伴い、ローン返済困窮者に係る返済条件の変更措置を充実するとともに、災害の被災者等に対しても、迅速かつ的確に必要な返済条件の変更措置を講ずる。返済条件変更措置の内容等については、時宜に応じて、関係機関、機構ホームページ等により的確に周知する。

- (5) 短期延滞債権については、転貸法人等に対し、その迅速かつ着実な督促等の徹底を行うとともに、長期延滞債権については、保証履行請求及び担保物件の処分等により早期回収に努める。
- (6) 転貸法人に対して、監督官庁と連携して実情等を把握するとともに必要な助言等を行い、転貸法人による適切な債権回収を推進する。また、必要に応じて転貸法人に債権管理回収に係る指導専門員を派遣するとともに、年1回以上指導専門員の打合せを行い、転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行う。
- (7) 業務実績について、国民に対しわかりやすく機構ホームページで公表する。

第4 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

別表1のとおり

2 収支計画

別表2のとおり

3 資金計画

別表3のとおり

第5 短期借入金の限度額

1 限度額

91,600百万円

2 想定される理由

- (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
- (2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。
- (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。
- (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
- (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

宝塚宿舎(兵庫県宝塚市、戸建3戸)、川西宿舎(兵庫県川西市、戸建1戸)、千里山田宿舎(大阪府吹田市、区分所有建物2戸)及び戸塚宿舎(横浜市戸塚区、集合住宅1棟)の売却を進める。

公庫総合運動場については、国、関係法人及び地元自治体と協議し、売却等に向けた検討を行う。

第7 剰余金の使途

・全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源

・労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 職員の人事に関する計画

- (1) 方針
 - ① 事務・事業の合理化・効率化を図り、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を図るとともに、業務の量及び質に対応した、より適正な組織編成及び人員配置を行う。
 - ② コスト意識・無駄排除及び制度改善に関する職員の取組を人事評価結果に反映するための仕組みを強化する。
 - ③ 専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修を実施するとともに、専門性の高い職員を育成・確保するため、資格取得支援制度を導入・実施する。
 - ④ 教育・訓練プログラムの運用の改善を図り、各事業部門毎に必要な知識・技術の習得、及び職階毎に求められる個人の能力開発等を目的としたより効果的な研修を実施する。
- (2) 人員に係る指標

平成22年度末の常勤職員数を期初の100%以内とする。

2 施設及び設備に関する計画

なし

3 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間からの繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。

予算 平成22年度予算

別表1

(単位: 千円) 金 額 区 阳 年 金 担 保 労災年金担 承継債権管貸 付 勘 定 保貸付勘定 理回収勘定 共済勘定 保険勘定 金貸付けあっ 般勘定 計 収入 運営費交付金 3,450,418 552,612 117,924 4.120.954 25,617,137 3.047.263 28.664.400 国庫補助金 社会福祉振興助成費補助金 3,047,263 3,047,263 給付費補助金 25,617,137 25,617,137 利子補給金 5,600,000 5,600,000 福祉医療貸付事業収入 福祉医療貸付金利息 55,647,633 55,647,633 経営指導事業収入 39.329 39.329 福祉保健医療情報サービス事業収入 19,978 19.978 基金事業運用収入 687,132 687,132 退職手当共済事業収入 65,569,677 65,569,677 掛金 39,940,633 39,940,633 都道府県補助金 22,235,301 22,235,301 退職手当給付費支払資金戻入 3.381.836 3.381.836 給付費支払資金運用等収入 11,907 11,907 心身障害者扶養保険事業収入 33,496,558 33,496,558 保険料収入 8,928,093 8,928,093 保険金 11,750,600 11,750,600 特別給付金 125,059 125,059 弔尉金 97 97 信託運用収入 841,809 841,809 扶養保険資金戻入 11,850,900 11,850,900 年金担保貸付事業収入 年金担保貸付金利息 3,830,091 3,830,091 労災年金担保貸付事業収入 労災年金担保貸付金利息 43,889 43,889 承継債権管理回収業務収入 74.896,426 74,896,426 承継債権貸付金利息 74,894,410 74,894,410 手数料収入 2,016 2,016 72,292 9,902 1,092,676 1,176,967 2,097 有価証券等売却収入 276,497,138 276,497,138 固定資産売却収入 559.200 559 200 雑収入 17,410 1.101 331 771 15 6,668 26,296 345,637,793 91.740.527 33,614,813 3,840,764 46,001 75.995.770 550,875,668 支出 福祉医療貸付事業費 61,086,850 61,086,850 支払利息 60,824,720 60,824,720 業務委託費 141,026 141,026 債券発行諸費 121,104 121,104 社会福祉振興助成金 3,047,263 3,047,263 91.186.814 退職手当共済事業費 91.186.814 退職手当給付金 90,853,890 90,853,890 退職手当給付費支払資金繰入 332,924 332,924 心身障害者扶養保険事業費 33,496,558 33,496,558 支払保険料 8,928,093 8,928,093 年金給付保険金 11,850,900 11,850,900 弔慰金給付保険金 125,059 125,059 特別弔慰金給付金 97 97 扶養保険資金繰入 12,592,409 12,592,409 年金担保貸付事業費 3,736,319 3,736,319 支払利息 1,707,815 1,707,815 業務委託費 1,916,615 1,916,615 倩恭発行諸曹 111.889 111,889 労災年金担保貸付事業費 業務委託費 34,227 34,227 業務経費 1,258,890 276,041 42,174 63,576 3,382 3,444,033 5,088,096 福祉医療貸付業務経費 498,900 498,900 経営指導業務経費 79,859 79,859 福祉保健医療情報サービス業務経費 595,217 595,217 社会福祉振興助成業務経費 84,914 84.914 退職手当共済業務経費 276,041 276,041 心身障害者扶養保険業務経費 42,174 42,174 年金担保貸付業務経費 63,576 63,576 労災年金担保貸付業務経費 3,382 3,382 承継債権管理回収業務経費 3,444,033 3,444,033 ·般管理費 283.097 36.164 8.193 44.073 3.477 111,701 486.705 人件費 2.057.440 241,508 67.888 2,911,438 129.102 2,632 412.868

3,973,070

43,718

3,968,602

201,074,270

67,733,540 91,740,527 33,614,813

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

収支計画 平成22年度収支計画 別表2

(単位:千円)

金 額 区 別 担勘 労 災 年 金 担 保 貸 付 勘 定 承継債権管理 回 収 勘 定 金付 保定 般 勘 共 済 勘 定 保険勘 4,060,112 190,161,576 経常費用 91,429,87 21,024,629 47,461 68,144,69 4,060,112 4,028,633 188,735,410 福祉医療貸付業務費 61,813,000 56,927,04 61,813,002 56,927,046 借入金利息 倩券利息 4.048.77 4.048.770 債券発行諸費 121,10 121,104 業務委託費 138.86 138,861 福祉医療貸付業務経費 貸倒引当金繰入 498,45 78,76 498,452 78,769 経営指導業務費 経営指導業務経費福祉保健医療情報サービス業務費 79,81 79,816 福祉保健医療情報サービス業務経費社会福祉振興助成業務費 595,187 3,132,085 595,187 3,132,085 社会福祉振興助成費 3,047,263 3,047,263 社会福祉振興助成業務経費退職手当共済業務費 84,822 91,129,858 84,82 91,129,858 退職手当給付金 退職手当共済業務経費 心身障害者扶養保険業務費 90,853,890 90,853,890 275,96 275,968 20,946,303 20,946,30 支払保険料 8,928,093 11,976,056 8,928,093 11,976,056 給付金 給付金 心身障害者扶養保険業務経費 年金担保貸付業務費 42,154 3,855,540 42,154 3,855,540 借入金利息 276 989 276 989 債券利息 債券発行諸費 1,423,928 1,423,928 111,889 111,889 業務委託費 年金担保貸付業務経費 1,974,657 1,974,657 63,533 63,533 貸倒引当金繰入 労災年金担保貸付業務費 4.543 4 543 40,467 40,467 業務委託費 35,291 35,291 来伤安計員 労災年金担保貸付業務経費 貸倒引当金繰入 承継債権管理回収業務費 3,376 3,376 1,800 1,800 承継債権管理回収業務経費 3,443,893 3,443,893 282,848 36,134 8,185 44,055 3,474 般管理費 111,648 486,347 23,374 240,510 減価償却費 192.936 2.556 32.091 900 61.794 313,653 人件費臨時損失 2,048,820 67,584 128,42 2,899,253 2,619 411,29 332.924 1.093.24 1.426.165 退職手当給付費支払資金繰入 心身障害者扶養保険責任準備金繰入 332,924 332,924 1,093,240 1,093,240 収益の部 68,137,96 91,762,802 22,532,207 3,873,602 262,281,598 48,09 75,926,927 運営費交付金収益 3,450,418 552,612 117.924 4.120.954 福祉医療貸付事業収入 経営指導事業収入 55,714,550 55,714,550 39,329 39,329 福祉保健医療情報サービス事業収入 19,978 39,952,540 19.97 退職手当共済事業収入 39,952,540 掛金 39,940,633 39.940.633 新金 給付費支払資金運用等収入 心身障害者扶養保険事業収入 11,907 22,411,726 22,411,726 受取保険料保険金 8,928,093 11,875,756 8,928,093 11,875,756 金銭の信託運用益 1.607.87 1.607.877 年金担保貸付事業収入 労災年金担保貸付事業収入 3,834,303 3,834,303 45,160 45,160 承継債権管理回収業務収入 年金住宅資金等貸付金利息 手数料収入 74 662 671 74 662 67 74,660,65 74,660,655 2,016 2,016 56,499,701 25,617,137 補助金等収益 国庫補助金収益 8,647,263 47 852 43 25,617,13 都道府県補助金収益 社会福祉振興助成費補助金収益 22,235,301 22 235 301 3,047,26 3,047,263 利子補給金収益 5,600,000 5,600,000 資産見返運営費交付金戻入 176,03 23,273 2,52 2,683 362 52,415 257,299 財務収益 受取利息 雑益 9,902 2,097 680,89 765,187 8.79 103 27 5.095 14.111 臨時利益 3,907,685 525,849 3,381,836 525,849 貸倒引当金戻入益 退職手当給付費支払資金戻入益 525,849 3,381,83 3.381.836 前中期目標期間繰越積立金取崩額 9,30 474 26,619 36,402 186,510 71,898,29 72,120,022

別表3

				金	額			
区 別	一般勘定	共済勘定(保険勘定		労災年金担保	承継賃惟官理	承継 教 育 資 金貸付けあっ	計
	NX P9J AC:	光 闭 陶 尼	木 灰 関 た	貸付勘定	貸付勘定	回収勘定	せん 勘定	рΙ
金支出	870,867,298	100,902,728	33,631,396	422,089,768	5,695,458	670,508,803		103,695,4
業務活動による支出	316,433,540	91,407,603	21,022,404	190,273,070	4,943,718	349,259,994		973,340,
福祉医療貸付事業費	61,086,850							61,086,
福祉医療貸付金による支出	248,700,000						2	248,700,
社会福祉振興助成金による支出	3,047,263							3,047,
退職手当共済事業費		90,853,890						90,853,
心身障害者扶養保険事業費			20,904,149					20,904,
年金担保貸付事業費				3,736,319				3,736,
年金担保貸付金による支出				186,300,000				186,300,
労災年金担保貸付事業費					34,227			34,
労災年金担保貸付金による支出					4,900,000			4,900,
人件費支出	2,057,440	241,508	67,888	129,102	2,632	412,868		2,911,
経営指導業務費	79,859							79,
その他の業務支出	1,462,128	312,205	50,367	107,649	6,859	3,600,189		5,539,
国庫納付金の支払額			10 500 400			345,246,936		345,246,
投資活動による支出			12,592,409			241,200,000		253,792,
金銭の信託の増加による支出			12,592,409			0.41 000 000		12,592,
有価証券の取得による支出 財務活動による支出	FF0 010 217			001 000 000		241,200,000		241,200, 781,283,
見が活動による文田 長期借入金の返済による支出	550,019,317 271,309,317			231,263,880 39,263,880				781,283, 310,573,
短期借入金の返済による支出	211,309,311			145,000,000				145,000,
債券の償還による支出				47,000,000				47,000,
政府出資の払戻による支出	278,710,000			47,000,000				47,000, 278,710,
翌年度への繰越金	4,414,441	9,495,125	16,583	552,818	751,740	80,048,809		95,279,
五十尺 小床極立	1,111,111	3,433,123	10,505	332,010	131,140	00,040,003		30,213,
F 金収入	870,867,298	100,902,728	33,631,396	422,089,768	5,695,458			103,695,
業務活動による収入	346,578,448	88,358,691	21,763,913	177,722,379	4,602,566	241,130,039		880,156,
福祉医療貸付事業収入	55,647,633							55,647,
福祉医療貸付回収金による収入	277,996,993						1 2	277,996,
経営指導事業収入	39,329							39,
福祉保健医療情報サービス事業収入	19,978							19,
基金事業運用収入	687,132	00.050.540						687,
退職手当共済事業収入 心身障害者扶養保険事業収入		39,952,540	01 C4F CF0					39,952, 21,645,
心 牙 陧 舌 有 扶 養 休 喫 争 来 収 八 年 金 担 保 貸 付 事 業 収 入			21,645,658	2 020 001				
午金担保貸付回収金による収入				3,830,091 173,881,615				3,830, 173,881,
労災年金担保貸付事業収入				173,001,013	43,889			43,
ガ炎年金担保貸付回収金による収入					4,556,565			4,556,
承継債権管理回収業務収入					4,000,000	74,896,426		74,896,
承継融資業務収入						165,134,269		165,134,
運営費交付金収入	3,450,418	552,612	117,924			100,104,200		4,120,
補助金等収入	8,647,263	47,852,438	111,524					56,499,
その他の業務収入	89,702	1,101	331	10,673	2,112	1,099,344		1,203,
投資活動による収入	277,056,338	1,101	11,850,900	10,010	2,112	344,600,000	l ,	533,507.
有形固定資産の売却による収入	559,200		22,300,000				'	559,
金銭の信託の減少による収入	,200		11,850,900					11,850,
有価証券の償還による収入			,,000			344,600,000		344,600,
有価証券の売却による収入	275,222,458					,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		275,222,
財政融資資金預託金の減少による収入	1,274,680						'	1,274,
財務活動による収入	241,300,000			243,800,000			4	485,100,
長期借入れによる収入	208,300,000			39,800,000				248,100,
短期借入れによる収入				145,000,000				145,000,
債券の発行による収入	33,000,000			59,000,000				92,000,
前年度よりの繰越金	5,932,512	12,544,037	16,583	567,389	1,092,892	84,778,764		104,932,

(5) 平成 22 年度予算について

平成22年3月24日、国会の議決を経て平成22年度予算が成立しております。内容は以下の通りです。

[貸付事業計画]

【一般勘定】

		21年度予算額	22年度予算額	対 前	年 度
区	分			増 △ 減 額	伸 び 率
		億円	億円	億円	%
福祉貸付	貸付契約額	1, 627	1, 250	\triangle 377	△ 23.2
	資金交付額	1, 535	1, 263	\triangle 272	△ 17.7
医療貸付	貸付契約額	1,610	1, 348	△ 262	△ 16.3
区 原 貝 刊	資金交付額	1, 483	1, 224	△ 259	△ 17.5
小 計	貸付契約額	3, 237	2, 598	△ 639	△ 19.7
小計	資金交付額	3, 018	2, 487	△ 531	△ 17.6
	借 入 金	2,828	2, 083	△ 745	△ 26.3
	自 己 資 金	190	404	214	112.6
	(うち財投機関債)	(400)	(330)	(△ 70)	$(\triangle 17.5)$

(参考)

【年金担保貸付勘定】

区	分	21年度計画額	22年度予定額	対 前	年 度
	7,1			増 △ 減 額	伸 び 率
		億円	億円	億円	%
年金担保貸付	貸付契約額	1,896	1, 863	△ 33	△ 1.7
	資金交付額	1,896	1, 863	△ 33	△ 1.7
	民間借入金	287	398	111	38. 7
	自己資金	1,609	1, 465	△ 144	△ 8.9
	(うち財投機関債)	(340)	(590)	(250)	(73. 5)

【労災年金担保貸付勘定】

	区			分	21年度計画額	22年度予定額	対 前	年	度
				7J			増 △ 減 額	伸	び率
					億円	億円	億円		%
労担	災保	年貸	金 付	貸付契約額	48	49	1		2. 1
,	PIS	~	, ,	資金交付額	48	49	1		2. 1
				自 己 資 金	48	49	1		2. 1

[交付金・補給金・補助金等の概要]

区分		21年度予算額	22年度				
		27		,	予算額	増 △ 減 額	伸び率
				千円	千円	千円	%
<u> </u>	般	勘	定	12, 689, 273	12, 097, 681	\triangle 591, 592	△ 4.7
	運営	費交	付 金	3, 391, 761	3, 450, 418	58, 657	1.7
	社会福	祉振興助成	費補助金	_	3, 047, 263	3, 047, 263	皆増
	利	子 補	給 金	9, 297, 512	5, 600, 000	\triangle 3, 697, 512	△ 39.8
	(補	正後予算	算額)	(9, 880, 010)			
共	済	勘	定	26, 537, 366	26, 169, 749	△ 367,617	△ 1.4
	運営	費交	付 金	614, 479	552, 612	△ 61,867	△ 10.1
	給 付	費補	助 金	25, 922, 887	25, 617, 137	△ 305, 750	△ 1.2
保	険	勘	定				
	運営	費 交	付 金	131, 283	117, 924	△ 13, 359	△ 10.2
	合	計		39, 357, 922	38, 385, 354	△ 972, 568	△ 2.5

(6) その他の補完情報について

当機構役員について、次の通り異動がありました。

平成 22 年 3 月 31 日 理事 青柳 親房 退任 平成 22 年 3 月 31 日 理事 藤田 十三夫 退任

 平成 22 年 4 月 1 日
 理事
 杉山 健太郎
 就任

 平成 22 年 1 月 1 日
 監事[非常勤]
 丸田 康男 就任

なお、新役員の略歴については以下の通りです。

[略歴]

役職名	氏 名	任期	前職
理事	杉山健太郎	自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日	独立行政法人福祉医療機構大阪支店長
監事[非常勤]	丸 田 康 男	自 平成 22 年 1月1日 至 平成 23 年 12 月 31 日	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社内部監査部 長

3. 参照書類を縦覧に供している場所

独立行政法人福祉医療機構

(東京都港区虎ノ門四丁目3番13号神谷町セントラルプレイス9階)

なお、機構ホームページ (http://www.wam.go.jp/wam/) にも掲載されております。